

平成25年8月第22回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成25年8月19日第22回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（15名）

2番 高野孝一 3番 熊田芳子

4番 小野一雄 5番 佐藤正司

6番 安藤美重子 7番 百井いと子

8番 鈴木高行 9番 鈴木邦昭

10番 渡邊健一 11番 四宮規彦

12番 高野進 13番 熊澤勇

14番 佐藤アヤ 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實

○ 不応招議員（2名）

1番 鈴木洋子 18番 安細隆之

○ 出席議員（15名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（2名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐々木 人見	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	東 常 太 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
商 工 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	教 育 長	岩 城 敏 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規	兼 庶 務 班 長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第100号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（コンバイン）整備事業）
- 日程第 5 議案第101号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（乾燥調整機械）整備事業）
- 日程第 6 議案第102号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（ミニライスセンター内部機器）整備事業）
- 日程第 7 議案第103号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）
- 日程第 8 議案第104号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）
- 日程第 9 議案第105号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）
- 日程第10 議案第106号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）
- 日程第11 議案第107号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）
- 日程第12 議案第108号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事）

日程第13 議案第109号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度
（復交）割山採取場拡張工事）

日程第14 議案第110号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町立長瀬小学校災害復旧工事）

日程第15 議案第111号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町立荒浜中学校災害復旧工事）

日程第16 議案第112号 土地の取得について（荒浜保育所・荒浜児童館建
設事業）

日程第17 議案第113号 平成25年度 亶理町一般会計補正予算（第4
号）

午前 10時00分 開会

副議長（佐藤 實君） おはようございます。

本日の臨時会は、安細議長から欠席届け出が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長である私、佐藤 實が議長の職務を行うことといたします。

これより平成25年8月第22回亶理町議会臨時会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、1番鈴木洋子議員、18番安細隆之議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、2番 高野孝一議員、3番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

副議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

副議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案14件が提出されております。

以上諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

副議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 邦 男 君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第22回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは議案14件でありますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各議案についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第100号「物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（コンバイン）整備事業）」から議案第102号「物品購入契約の締結に

ついて（平成25年度（復交）農業用機械施設（ミニライスセンター内部機器）整備事業）」までの3件の議案につきましては、去る7月26日に入札を執行したそれぞれの物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第103号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）」から議案第107号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）」までの5議案につきましては、請負契約の増減や工期の延長など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第108号「工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事）」につきましては、開発行為の変更に伴う工法変更等により、請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第109号「工事請負変更契約の締結について（平成24年度（復交）割山採取場拡張工事）」につきましては、土砂切出積込工等の追加に伴う請負契約の増額及び工期の延長など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第110号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亙理町立長瀬小学校災害復旧工事）」及び議案第111号「工事請負契約の締結について（平成25年度亙理町立荒浜中学校災害復旧工事）」につきましては、それぞれの工事において当初想定していなかった仮設工としてウェルポンプ工法による水替工事等の追加に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、この変更契約に伴い年度をまたいだ3カ月程度の工期の延長についてもそれぞれ必要となりますが、8月8日の仮契約日時点においては平成26年度における債務負担行為の限度額設定がなされていないため、今回の議会において債務負担行為の議決をいただいた後に工期の延長の変更契約を行う予定となっております。

議案第112号「土地の取得について（荒浜保育所・荒浜児童館建設事業）」につきましては、東日本大震災の津波被害により全壊した荒浜保育所及び荒浜児童館

を荒浜小学校の隣接地に建設するため、用地5,268.50平方メートルを6,505万2,866円で取得することについて地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第113号平成25年度互理町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を595億9,914万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出予算8款土木費におきまして今後計画されている吉田西部地区の圃場整備に関連し、町道互理浜吉田線と圃場整備事業の地区界を確定する必要があることから、町道互理浜吉田線調査測量設計業務を委託料として2,500万円を増額補正するものであります。

また、当初の予定では防災集団移転促進事業で予定していた割山採取場における盛土材積込業務等を安全面や積込効率の向上を図る観点から一元的管理をするため復興関連盛土材確保事業費として1億8,690万円増額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

復興関連盛土材確保事業の財源として東日本大震災復興交付金基金繰入金1億4,952万円及び震災復興特別交付税3,738万円を増額補正するほか、町道互理浜吉田線調査測量設計業務の財源として財政調整基金繰入金2,500万円を増額補正するものであります。

最後に、債務負担行為の追加についてであります。先ほどご説明申し上げました長瀬小学校及び荒浜中学校の工事請負変更契約に関連し、当初想定していなかった工事等が追加になったことで年度内の完成が難しくなったことから、第2表に記載した第4項目について平成26年度までの債務負担の限度額を設定するものであります。

以上の提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

副議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第100号 物品購入契約の締結について（平成25年

度（複交）農業用機械施設（コンバイン）整備事業）

副議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第100号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第100号 物品購入契約の締結について説明いたします。議案書1ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第100号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

事業名が、平成25年度（複交）農業用機械施設（コンバイン）整備事業でございます。

契約金額が4,197万9,000円。なお、落札率につきましては75.72%でございました。

契約の相手方については、亶理町逢隈田沢字遠原36番地。みやぎ亶理農業協同組合でございます。

続いて、2ページ目が資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成25年4月26日。入札方法としまして指名競争入札でございます。業者名がみやぎ亶理農業協同組合、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亶理支店、株式会社竹内農機商会の4社でございまして、なお指名に入っておりました有限会社はんざわ上茨田店につきましては入札辞退されております。

入札回数が1回。購入品目及び台数としまして、コンバイン4条刈りが3台、コンバイン6条刈りが3台でございます。

仕様内容については別紙のとおりということで、右の3ページ以降に仕様書、4ページ目が仕様内容ということで、写真を添付しております。内容については3ページに書いておりますようにコンバインの4条刈りグレンタンク仕様が3台、それから6条刈り同じくグレンタンク仕様で3台の合計6台でございます。仕様書についてはあとごらんになっていただきたいと思います。

受渡期限については平成25年8月30日、受渡場所が亙理町立逢隈鹿島字北鹿島360番1、旧亙理高校グラウンドの跡地となります。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、無償貸与を受ける組織ですね。どこが無償貸与を受けるのか説明をお願いします。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、コンバイン6台につきましては無償貸与をする。4条につきましては組合の方に、2つの組合と個人でございます。コンバイン6条につきましても、組合2カ所、あと個人1ということで、計3となっております。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 具体的に組合の名前を述べていただければ幸いです。

それで、今回コンバインが4条刈りが3台、6条刈りが3台なんですけれども、この事業で4条刈り3台、6条刈り3台も加えるとどのくらいのコンバインを無償貸与したのか、それを述べてください。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、1点目でございますが、コンバイン4条につきましてはマルゲン生産組合、もう1つ、山中生産組合、長田さんという個人の方でございます。コンバイン6条につきましては、湊川口地域組合、牛坂さんという方が今後組合を設立するというので、組合が2カ所、もう1人の方が半澤さんという個人の方でございます。

2点目でございますが、今までのコンバインがどのように年次ごとにどうなっているのかという話でございますが、コンバインにつきましては平成23年度はコンバインの実績はございません。平成24年度に4条が8台、6条が13台、25年度は今やっている3台、3台。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この農業用機械施設整備事業はいつまでなんですか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 前も言っているとおり、平成27年度までの計画でございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） これまでの仕様書の中で井関とかヤンマー、クボタ、それぞれ導入されているわけでございますけれども、今回井関仕様となった理由、さらには貸与者の意向確認、どういう機械がいいとか、例えばヤンマーが欲しいとかクボタがいいとか、そういう意向調査等は行ったのかどうか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今までのこの機械については業者名は一応特定はしていません。ただし、後から出ます乾燥機については建屋の関係で何々の業者名の乾燥機でないとうまくないというので乾燥機のみ一応特定している次第でございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） この寸法、形式、仕様等からすると4ページにあるような仕様になってくるのかなと思うわけですね。一応は特定はしていないというもののこの規格等からするとこれにおのずからなってくる、そういうことじゃないでしょうか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） これはあくまでも7月26日の時点で入札していますので、今農協さんのほうで落札したという観点でその仕様書をもらった次第でございます。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（乾燥調整機械）整備事業）

副議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第101号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第101号 物品購入契約の締結について説明申し上げます。議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第101号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

事業名が、平成25年度（復交）農業用機械施設（乾燥調整機械）整備事業でございます。

契約金額が1,011万1,500円。なお、落札率につきましては54.28%でございます。

契約の相手方が、亘理町字上茨田93番地1。ヤンマー農機販売株式会社亘理支店でございます

次の、6ページ目が資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成25年7月26日。入札の方法が指名競争入札でございます。業者名がみやぎ亘理農業協同組合、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亘理支店、株式会社竹内農機商会の4社でございます。なお、これにつきましても有限会社はんざわ上茨田店につきましては入札辞退となっております。

入札回数が1回。購入品目及び台数ですが、乾燥機45石が6台、もみすり機が1

台、計量選別機 1 台でございます。

仕様については別紙のとおりということで、7 ページ以降に仕様書を記載してございまして、このような仕様内容で注文しております。

受渡期限が平成25年 8 月30日、受渡場所が互理町長瀬字大橋147番ほかということで、納入ということの予定をしております。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 前の議案と同じなんですけれども、無償貸与を受ける個人でなくて団体、組合も含めて団体の名前と住所、これを教えてください。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、個人の乾燥調整でございますが、乾燥機につきましては長田さんという浜吉田西の方でございます。あと、マルゲン生産組合、新丁の高倉さんですね。この方が乾燥機 2 台でございます。あと、牛坂さん、長瀬浜でございます。この方が乾燥機 2 台。もう 1 つ柴町生産組合が 1 台ということでございます。

もみすり機、計量機につきましてはマルゲン生産組合ということでございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 乾燥調整機械ですけれども、今まで何台無償貸与したんですか。何か所かな。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、個人的に乾燥機につきましては平成24年度には69台、その中に平成24年度には5カ所のミニライスセンターがありますのでその台数も含まれております。平成25年度につきましては今の関係と、その後に議会で今協議がありますミニライスセンターに乾燥機等を設置すると以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第102号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（ミニライスセンター内部機器）整備事業）

副議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第102号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第102号 物品購入契約の締結について説明します。議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第102号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

事業名が、平成25年度（復交）農業用機械施設（ミニライスセンター内部機器）整備事業でございます。

契約金額が5,981万8,500円。なお、落札率につきましては80.64%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈田沢字遠原36番地。みやぎ亘理農業協同組合でございました。

次の11ページ目が資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成25年7月26日。入札の方法が指名競争入札でございます。業者名がみやぎ亘理農業協同組合、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亘理支店、以上3社でございます。なお、株式会社竹内農機商会、有限会

社はんざわ上茨田店、2社が入札辞退されております。

入札回数が1回。購入品目及び台数ですが、乾燥機45石が12台、もみすり機、計量選別機が各3台ずつ。放冷タンクが12台、荷受けホッパ・放冷タンク排出コンベア・もみすり用昇降機・流調タンク・粗選機・エアーコンプレッサ各3台ずつでございます。電機操作盤が6台でございます。

仕様については別紙のとおりということで、次の12ページ以降に仕様書、写真等添付しておりまして、①の荷受けホッパから⑫までのエアーコンプレッサ、合計18台のミニライスセンター3カ所に設置しますので、掛ける3ということで、総台数合計54台となります。

受渡期限が平成25年9月30日、受渡場所が亘理町吉田字通橋13番22ほかで、町内のミニライスセンター設置箇所3カ所の受け渡しとなります。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明がありましたけれども、3カ所具体的にどこなのか述べてください。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、1カ所は高須賀でございます。2カ所目については新丁、3カ所目については野地でございます。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 受渡日が9月30日になっているんですね。前の議案は8月30日なんですけど、これはなぜ1カ月おくられているんですか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、ミニライスセンターを建設中であります。9月半ばで完成する予定でございますが、その後にこの機器を入れようということでございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 業者名、前年度と仕様関係が全部同じなわけです。平成24年度は4社で業者入札、今回は3社。先ほど辞退ということでございます。それがあって

入札率80.64%、去年の場合ですと同じ仕様で66.9%。これは入札結果ですからあれですけれども、どうお考えになりますか。

副議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、佐藤議員が最後におっしゃったようにやはり入札結果だということで考えております。

以上です。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ミニライスセンターの整備はいいんですけれども、前に質問したことがあったのは将来に向かってカントリーエレベーターの整備というのは必要なものだろうという考えがあるんですね。ミニライスセンターの耐用年数は多分5年とかという話があったんですけれども、将来に向ければカントリーエレベーターの必要というのは農家の方々待っていると思うので、その辺の検討をしていると思うんですけども、どの辺の中身になっているのか聞いておきます。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、圃場整備推進協会のほうで担い手の関係で協議会を今後設立します。その中で担い手の方々の考え方、そういうものを意見をいただきまして今のミニライスセンターだけで対応できるのか、また大きくそれなりの施設が必要なのか、農協さんのほうでは今のなかでは1カ所ぐらいそういう関係のものをつくりたいという話はしていますけれども、協議会とそういう協議をしながら早急に方向性を見出していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） そうした場合、この事業は災害で平成27年まで立ち上げることができるのか、それとも将来もっと時間がかかるのか、災害でやれるのであれば補助率もいいんであろうし、単独とかいろいろ補助事業でやるのであれば補助率も下がっていくので、その辺の何をもってカントリーエレベーターの手法として考えているか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あくまでも復興交付金の中で対応しなくてはカントリーエレベーターの、建てるのであればそれなりに事業費がかかりますので、そういう

方向で平成27年度が最終でございますので、その辺までには決めていきたいなど考えております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第103号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（複交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）

日程第8 議案第104号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（複交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）

日程第9 議案第105号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（複交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）

日程第10 議案第106号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（複交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）

日程第11 議案第107号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈地区（複交）いちご団地ハウス建設工事）

副議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第103号 工事請負変更契約の締結についてから、日程第11、議案第107号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上5件は関連がありますので一括議題といたします。

議案第103号から議案第107号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第103号から議案第107号まで一括してご説明申し上げたいと思います。

初めに、議案第103号、議案書については20ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第103号 工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日、工事請負契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名が、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事でございます。

請負金額が変更請負金額としまして27億9,174万円。現請負金額が28億2,177万円、3,003万円の減額でございます。

契約の相手方が、仙台市太白区柳生6丁目1番地8。株式会社大仙仙台支店でございます。

次の、21ページ目以降が資料となりますので、ごらんいただきたいと思えます。

契約年月日が平成24年8月20日。第1回変更契約年月日が25年2月12日。第2回契約変更年月日が25年3月15日でございます。

今回の工事の変更内容につきましては、現地精査を行った結果各工種ごとの数量等の増減が生じたことによります変更でございます。工事の概要について下の変更前、変更後の一覧表がございますが、今回の契約については変更後の数量の変更契約の締結になります。

なお、変更前の横棒がついている部分については当初設計で見ていなかった部分でございます。これが今回変更後でそれぞれ数量が載せている部分もございしますのでごらんいただきたいと思えます。

3番目、工期ですが、平成25年8月30日から今回変更後に平成25年11月29日までに変更するものでございます。各図面等については22ページ以降に添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第103号でございます。

続いて、議案第104号、27ページになります。

議案第104号 工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございませう。

工事名が、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事でございます。

請負金額が変更請負金額17億7,313万5,000円。現請負金額が17億7,933万円、619万5,000円の減額でございます。

契約の相手方が、大阪府大阪市北区鶴野町1番9号。ヤンマーグリーンシステム株式会社でございます。

次の、28ページ目以降が資料となります。

契約年月日が平成24年8月20日。第1回変更契約年月日が25年2月12日。第2回契約変更年月日が平成25年3月15日でございます。

今回の変更内容につきましては、先ほどと同様に現地精査の結果各工種の数量等の増減が発生したということで、変更するものでございます。工事概要の一覧表、変更前、変更後をごらんいただきまして、今回の変更内容については変更後の数量が請負契約の締結の対象となります。

工期については、平成25年8月30日から平成25年11月29日まで今回変更により工期を変更するものでございます。図面等については29ページ以降に添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続いて、議案第105号、議案書34ページになります。

工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございませう。

工事名が、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事
でございます。

請負金額が変更請負金額として8億3,485万5,000円。現請負金額については8億
2,855万5,000円、630万円の増額でございます。

契約の相手方が、東京都荒川区西日暮里5丁目3番14号。井関農機株式会社施設
事業部でございます。

次の35ページ目以降が資料となります。

契約年月日平成24年8月20日。第1回変更契約年月日が平成25年2月12日。第2
回変更契約年月日が25年3月15日でございます。

今回の変更内容については、先ほどと同様現地精査の結果各工種の数量等の増減
が発生したことによります。工事概要についてはここに記載のとおりの変更後の
数量となります。

工期については、平成25年8月30日から平成25年11月29日までの変更となりま
す。先ほどの変更等についても同様でございますが、いちごの作付については支
障のないということで、工期の変更でございます。その中身については特別の作
付に支障のない部分の変更内容でございます。各図面については36ページ以降に
添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第106号、議案書41ページになります。

工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1
項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名が、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事
です。

請負金額が変更請負金額として14億7,850万5,000円。現請負金額としまして14億
7,598万5,000円、252万円の増額でございます。

契約の相手方については、仙台市若林区卸町東3丁目1番1号。三菱農機株式会
社仙台施設部。

次の、42ページ目以降が資料となります。

契約年月日が平成24年8月20日。第1回変更契約年月日が平成25年2月12日。第
2回変更契約年月日が平成25年3月15日でございます。

変更内容については先ほどと同様、現地精査の結果各工種ごとの数量等の増減が発生したということで、変更するものでございます。工事の概要については下の変更前、変更後の対比表ご参照いただきたいと思います。

工期については、平成25年8月30日ということで、変更前とここについては同じでございます。図面等については43ページ以降に添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第107号、議案書48ページになります。

議案第107号 工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名が、平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事でございます。

請負金額が変更請負金額が11億166万円。現請負金額が10億9,704万円、462万円の増額でございます。

契約の相手方については、愛知県豊橋市若松町字若松146番地。イシグロ農材株式会社でございます。

次の、49ページ目以降が資料となります。

契約年月日が平成24年8月20日。第1回変更契約年月日が平成25年2月12日。第2回契約変更年月日が25年3月15日でございます。

変更の内容については、これも同様に現地精査の結果各工種の数量等の増減が生じたことにより変更するものでありまして、実際のいちごの作付には支障のない部分の変更となります。工事の概要については下の変更前後の対比表をごらんいただきたいと思います。

3、工期としましては、平成25年8月30日ということで、変更前と同じ工期でございます。図面等については次の50ページ以降に添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で、議案第107号まで説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 栽培棟の補強工の風対策ですけれども、具体的にどういう補強工を行うのか説明していただきたいということと、西側に風を防ぐ防風ネットは設置しなくて大丈夫なのか、答弁お願いいたします。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 風対策の補強工、このページの図面を見ていただくとわかるように、補強工ということで、6カ所赤い栽培棟になるようになっていところがありますけれども、ここは西側の一番端になる箇所でございます、補強した箇所は2連棟目、連棟というのは屋根が1連棟、2連棟3連棟とありますけれども、西から2番目の屋根の西側の部分について春に春一番の風でかなりハウスの屋根のフィルムが壊されたということで、本来ならば1メートルピッチにスプリングばねを入れてビニール等を設置、飛ばないように固定するんですが、それを1メートルでは飛ばされるということで、それを50センチごとに入れたということでございます。それが、どこの地区の工区でも西側にそういう状況が見られたのでそこを補強した。

もう1つの質問でございますが、防風ネットにつきましては今、復興庁と調整しております。ただ、設置できるかできないかはまだ協議中でございますので、もうちょっと時間がかかると思っております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 浜吉田（その1）については基礎部分が強度が不足していたと、こうなんですね。それで、方針上は既に着手しているところは補強するということですね。着手していないところは新しい適合した強度で変えるとなっているんですね。その負担というのは業者の負担するというふうに確認していいですか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あくまでも補強については業者負担でなくて設計上見られる工法でございますので、設計上の中に入れております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑（「ちょっと待って下さいね」の声あり）16番鞠子幸則

議員。

16番（鞠子幸則君） もうちょっと詳しく説明してください。業者が町が間違っただけでなく業者が間違っただけですね。認識不足かわからないんですけども、業者が間違っただけを業者負担にするのは当たり前であって、そのところもう少し説明してください。

もう1つは、工期なんですけれども、11月29日に延びたんですけれども、9月の定植には完全に間に合いますね。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、1点目、私、頭の中でどういう内容で質問しているのか再度お聞きしたいと思います。

2番目についてお答えしたいと思います。工期については先ほど財政課長が申したようにあくまでも工期は8月30日が原則でございます。栽培棟、そういうものについては全部完成します。一部引き渡しをもらう。ただ、工期を延ばした原因は夜冷凍、後から6月の中旬ころに栽培棟から夜冷凍に変えてほしいと申し入れがありました。それは4件の農家でございます。うちでも最終確認は3月の中旬に最終確認ということで、確認したんでございますが、いろいろと栽培の研修等を行っているうちにやはり自分の夜冷庫があったほうがいろんな栽培また収穫量、そういうものができるんじゃないかということで、農協さんといちご団地の組合からの方々からも一斉にそういう要望があれば町で復興交付金に取り組んでいただきたいということで、急遽夜冷庫へ変更している状況があります。

ただ、夜冷庫の中にはクーラーが入ります。そのクーラーが6月時点で申し込んだ時点では8月までには製造不可能ということで、入っていくのは10月末ごろになります。そういう状態から、夜冷庫だけの変更のために工期を延ばしている。ですから、工期を延ばしているところと延ばしていないところがありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

1番のところ、もう少し具体的に、済みませんけれども。

副議長（佐藤 實君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） アサヒコンクリートが間違っただけで物品を納入したという説明をされています。それは間違っただけかどうかは別にして株式会社大仙仙台支店には責任があるわけなんです。強度不足になった責任はあるわけですね。その工事を、補

強工事及び新たなやつを納入するときにお金がかかるわけですね。それはどこで負担するんですかというのが私の質問なんです。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 以前にもその質問で答えたと思うんですけども、あくまでも不手際でそういう関係になりました。業者の責任もございますので、その基礎のふぐあいについては業者の負担で直してもらおう。ただ、この防風ネットにつきましては当初設計においてそのスプリングばねの箇所数が少ないのではないかとということで、ふやしたものですから、これは町の負担で変更するというので、ございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 議案第103号から107号まで5件ある中で、今回の変更は廃液処理施設の変更が全部出てきているんですよね。ただ、浄化槽はまだ使っていないと思うんですけども、その辺の変更があったというには何か当初の設置する浄化槽と今回の変更後の浄化槽では違いが出てきたのか、その辺について。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、5つの業種の中で必ず減額、大きく減額するところと若干増額する部分が見受けられます。大きな原因は今鈴木議員が言ったように浄化槽を雨水タンクの設置についていろいろ検討した結果、雨水タンクを設置しなくとも処理できるということで、浄化槽の雨水タンクの減額ともう1つが電柱の根柱を立てる位置を栽培棟プラス夜冷棟のそばに電柱を立てるように計画しておりましたが、今回東北電力さんの改良によりまして栽培棟のところに1カ所の引き込み柱だけで対応できるような配線システムになったためにその辺で大きな減額を生じております。請負の戸数が多いほどその辺の影響がありまして、減額したところと戸数が小さいところは逆にこういういろんな更新を経て増減が生じたので、プラスになったということでございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 関係者から聞いた話なんですけれども、高設ベンチというか、苗を定植するプランターみたいなやつですね。深さが浅いという話を聞いておりました。

た。従来ですと約30センチのやつが15センチとか20センチしかないと、かなり不安定な状況でいちごを栽培しなくちゃいけないという話を聞いているんですけれども、その辺確かめたいと思うんですけれども、そういうお話がありますか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今の話は全体的な話の中では大変申しわけないんですけれども、私の耳には入ってきておりません。うちでは全体的な話というのは組合が設立しておりますので、班長さん以上お見えの中でいろいろ下から上がったことを農協さん、そしてうちと県の亘理の普及センターの方々といろいろ協議を重ねてやっているんですけれども、今のは大変申しわけないんですけども、深いとか浅いとかいうのは私のほうに対してなかったものですから大変申しわけございません。

副議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） きのう入った情報なので、現地確認していなかったもので、済みません、不確実な情報だったかもしれません。たしか8月の初めだったか集中豪雨があったときに吉田の団地1のほうでかなり排水が増して団地の中に雨水がたまっていたという情報は聞いております。多分それは間違いはないと思いますけれども、それに対する今後の対応策は考えていると思うんですけれども、原因と対応をお話ししていただければと思います。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 言っている箇所は浜吉田1、2の箇所だと思うんですけれども、今回の変更の中身も下のほうに水路工の中で土水路ということで上げていきますけれども、栽培棟でなくて育苗棟の間が確かに若干育苗棟のほうで、育苗棟と育苗棟の整地した高さよりも育苗棟のほうで若干低いから入っていくのかなと、そういう観点から今回土水路を掘って対処しております。ただ、開墾場のほうは逆に栽培棟が育苗棟のほう若干高いために、そういうものがなかったために土水路を掘っております。そういうことで対処しております。以上であります。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 施工管理のほうは県の農業公社に委託をしているということですが、状況等はいろいろ把握はされていると思うんですけれども、私もいろいろと見たり聞いたりしているところであります。

その中で、まずは8月に完成をして9月には定植できるという回答でございました。その中で今現在徹夜で行っている業者もあるということで、8月完成を目指しているんですけども、電気が全然設置されていない工区もあります。あとまた、U字溝ですけども、流れが反対に傾いていたり、排水路じゃなくて反対側に傾いていたり、管理棟のコンクリートが均一でなくてということで、入植者からいろいろ言われて手直しをしている状況があるということが耳に入っております。その辺あたりの町として農業公社だけに委託して済むんじゃなくて町としての指導、その辺はどういうふうになされているのかをお願いします。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、農業公社に管理等委託していますけれども、うちの職員も毎日行って見えています。そういう中でいろいろと損害が出たことについては早急に対処するという形でやっていますけれども、何せ大変申しわけないんですけども、棟数が棟数でございます。5カ所に行っているので、職員3人で手分けしてやっているんですけども、その辺、今の管理している組合である組合長さんからもそういう情報があって、そっちからの情報で早急に対応されるような形にしていることではございますが、ただ農業公社についてもそれなりに私なりにはやっているのかなど。ただ、お金を払ってやっているわけではございますが、その辺どうなのかと聞かれるとやっているとしか言えないのかなど思っております。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 5番佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） あともう1つですけども、ピートパック、それぞれ入れるわけですけども、そのヤシがらは塩水で圧縮されている。そうすると、塩水をとるためにかん水をして、今回のものの施設の中にあるわけですが、栽培にこの部分で11月29日まで工期延長されるということですけども、栽培するにはこれが必要になってくると思うんですよね。その辺支障ないんですか。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私先ほど鞠子議員にもお答えしたように、工期の変更についてはあとから夜冷庫を欲しいといった箇所のみの変更でございまして、栽培棟については8月いっぱい終わるということではございますので、その辺のヤシがら、たしか水をかん水しまして4日ぐらいかかると聞いていますので、その辺十

分間に合うんじゃないかと思っております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

副議長（佐藤 實君） 次に、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 工事請負変更契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

暫時休憩を行います。

この際休憩いたします。再開はベルをもってお知らせいたします。なお、15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

副議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第108号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事）

副議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第108号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第108号のご説明をいたします。議案書の55ページになります。

議案第108号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年3月15日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございませう。

工事名が、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事でございます。

請負金額が変更請負金額6億5,771万5,800円。現請負金額が6億4,170万7,500円、1,600万8,300円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、仙台市青葉区中江2丁目23番20号。阿部建設株式会社でございます。

次の、56ページ目以降が資料となります。

契約年月日が平成25年3月15日。

今回の変更の内容としましては、いちご選果場新築工事に当たりまして開発許可申請にかかります水路工、緑地帯、それから防火水槽の設置あるいは乗入工の追加変更、それから受返電設備位置の移動、現地精査によるところの給水の引き込み等の変更等によるものであります。工事の概要についてはこの一覧表にかいてあるとおりでございます、外構工事、それから仮設工工事の仮留工ということで、こういった内容でございます。

工期については変更前と同じ平成25年9月30日まででありまして、図面等については次の57ページ以降に添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今回の工事で1,600万円の増額工事を予定するわけですが、今現在進捗率、予定から見て増額しても現在の進捗率はどのぐらいなのか。担当課として予定通りこういった工事が進んでいるのかどうか。それからもう1点は9月30日が竣工予定日ということで、それ以降使用開始、竣工によって使用開始されるのかなと思うわけですが、使用開始をいつごろ予定しているのかなと。その辺、いちご出てこないことにはどうにもならんわけですが、その辺を見込みをお願いします。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、工期につきまして今の進捗状況でございますが、工程管理、1週間に1回ずつやっている中で私のほうには最初の工程よりも若干おくれぎみかもしれないけれども、9月末日までには終わりますと、そういう報告を受けております。

また、選果場の開始時期でございます。先ほど議員さんおっしゃるようにいちごが集荷されない限り選果場としては出荷できないという形でございますので、9月の半ばから定植が始まって、いちご出てくるのが早くて11月半ばあたりかなと

私は思っているんですけども、その辺が選果場としては本来の開始時期なのかなと思っております。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 関連で、今あそこをずっと通ると今度いちご選果場11月の半ばあたりになるとどんどん出荷する車が多くなる。そうすると、西側道路がかなり車の出入りで混雑といいますか、交通量が激しくなるのかなと。その辺の将来展望踏まえた拡幅を考えているかどうかお聞きしたいと思います。

副議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、開発許可の中で拡幅等についてそういう拡幅をなさいか、そういうものはありませんでした。この図面を見てもらいたいんですが、59ページ、今回変更の中でも通路の変更があります。あくまでも、大型車両の出入りについては農免道路から出入りします。いちごの選果する人たちのいる位置というのはサザエさんから真っすぐ来ました道路、あれを主に入ってくるというように、あくまでも入口出口、その用途に応じて出入口を考慮しております。農免道路に面しているところはあくまでも大型集荷車の出入口でございまして、農家の人たちの出入りというのは先ほど言ったように町道中原浜吉田線という名称だと思うんですけども、そこから出入りをさせる。帰りはその1本南のほうから出口として出すという形を考えております。若干拡幅が必要なのかなと思うのは、出口のサザエから1本南側の道路を拡幅できるか、その辺舗装等今後やりますので、その辺で考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑がないようですので、終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第109号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度（復交）割山採取場拡張工事）

副議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第109号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは続きまして、議案第109号をご説明申し上げます。議案書の60ページをお開き願いたいと思います。

議案第109号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年3月4日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございませう。

工事名が、平成24年度（復交）割山採取場拡張工事。

請負金額が変更請負金額で1億2,933万3,750円。現請負金額が6,615万円、6,318万3,750円の増額でございませう。

契約の相手方ですが、亘理町字東郷209番地5。阿部春建設株式会社でございませう。

次の、61ページ目が資料となりますので、お開きいただきたいと思ひます。

契約年月日が平成25年3月4日。第1回変更契約年月日が平成25年3月29日でございませう。

今回の変更の主な内容といたしましては、この下の工事概要の表の下から2番目の工事となります割山採取場における土砂の切り出し、積み込みについて当初設計におきましては各防災集団移転事業の工事請負者がそれぞれ行うこととしておりましたが、採取場内の安全性、それから積込効率を考慮しまして今回変更によりまして新たに数量等計上するものでございませう。そのほかの工種につきましては現地調査の結果に基づく数量の変更でございませう。数量についてはこの一覧表

の変更後の数量、これが今回の変更の数量内容でございます。

工期については平成25年9月30日を今回変更によりまして平成25年11月29日に変更するものでございます。計画平面図については62ページ、隣のページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります

副議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけですけれども、請負契約から2倍近く変更になっているわけですね。工区としては7工区なんですね。防災集団移転促進事業は。そこで、A工区、B工区、C工区、D工区ってこれだけの工区ごとにダンプの台数がわかるはずなんですよ。であれば、当初からこういう方式をとったほうが、一元管理したほうがいと判断できなかつたのかどうかですね。

副議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答え申し上げます。

当初からそのような計画は考えてはある程度はいたわけでございますが、やはりこのようにスピード感、復興の事業がスピード感を持って出てきたと、このようなことから先ほど企財課長が話したとおり現場の安全性、そしてまた効率と、このようなことでして今回のような変更契約をしたと、このようなことでございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 今回は、6,300万円という増額補正になるわけですけれども、旧工区間の業者さんの方々は仕事が非常に早くなることと思っておりますけれども、この請け負った業者さんの価格というんでしょうか、工事価格というのは従来どおりで、今回ここで効率よくなった分減額するとかということがないのでしょうか。

副議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 予定しております工事につきましては、まだ進捗したばかりでございます。これから変更等も考慮される部分もございまして、進捗状況を踏まえまして今後精査の上、必要に応じて変更があれば変更契約を結んでいきたいと考えております。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第110号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度（亶理町立長瀨小学校災害復旧工事）

副議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第110号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第110号を説明いたします。議案書の63ページをお開きいただきたいと思います。

議案第110号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名が、平成25年度亶理町立長瀨小学校災害復旧工事でございます。

請負金額については変更請負金額が10億2,807万9,150円。現請負金額が10億1,010万円、1,797万9,150円の増額でございます。

契約の相手方については、仙台市青葉区中江2丁目23番20号。阿部建設・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次の、64ページ目が資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

契約年月日が平成25年6月17日ということで、今回の変更内容については次の図面を添付しておりますが、65ページをごらんいただきたいと思います。今回現地精査を行ったところ、一部の地層において腐植土が見つかったということで、この地層の置き換えを行うために当初設計において想定しておりませんでした仮設工といたしましてウェルポイント工法による水替工を行い地盤の置き換えを行うものでございます。工事概要については下の一覧表に書いてある変更後の数量が今回の数量でございます。

工期については、変更前と同じ平成26年3月24日ということでございます。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第111号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亙理町立荒浜中学校災害復旧工事）

副議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第111号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君）　続きますして、議案第111号についてご説明申し上げます。議案書の66ページをお開きいただきたいと思います。

議案第111号　工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名については、平成25年度亙理町立荒浜中学校災害復旧工事でございます。

請負金額が変更請負金額15億155万2,500円。現請負金額が14億9,100万円、1,055万2,500円の増額でございます。

契約の相手方が、仙台市青葉区中江2丁目23番20号。阿部建設・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次の、67ページが資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

契約年月日が平成25年6月17日。

今回の変更内容については、先ほどと似ておりまして、次の68ページの図面をごらんいただきたいと思います。これについて現地精査を行ったところ地盤改良の当初の施工条件を見ますとボーリング調査時の地下水が約30センチ程度高くなっておりまして、当初で設計しておりました水中ポンプでの地下水のくみ上げが非常に困難であるということが今回判明したために今回変更によりましてウエルポイント工法により水替えを行い基礎の変更を円滑に行うものでございます。工事の概要については、ここに書いてあるウエルポイント工法による水替工事でございます。

工期についてはですが、平成26年3月24日ということで、変更前と同じでございますが、これは先ほどの長瀬小学校災害復旧工事も同様なんですけれども、今回この変更契約に伴いましていわゆる年度をまたいだ3カ月程度の工期の延長についても必要となりますが、今回の契約時点では平成26年度の、後ほど予算で説明します債務負担行為の限度額の設定がまだなされていないということで、今回債務負担行為の議決後に工期の延長の変更契約を行うということで、予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤　實君）　当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今説明いただきましたけれども、3カ月程度の工期の延長が必要となるということですが、学校の再校時期、当初は2学期からという学務課からの話をいただいていたと思いますけれども、2学期からの再校はできるのでしょうか。

副議長（佐藤 實君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 学校の再校時期ですが、こちらにつきましては皆さんにご説明申し上げましたとおり来年度2学期から両学校とも新しい学校で再校したいということで、申し上げておりましたが、今回の工期延長につきまして備品購入等ございますけれども何とか間に合うのではないかと考えてございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第112号 土地の取得について

副議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第112号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、議案第112号について説明申し上げます。議案書69ページをお開きいただきたいと思います。

議案第112号 土地の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1件5,000平方メートル以上、700万円以上の不動産の買い取りにより議会の議決をいただくものであります。

- 1 事業名 荒浜保育所・荒浜児童館建設事業。
- 2 所在地 亘理町荒浜字隈瀉62番 外13筆。
- 3 面積 5,268.50平方メートル。
- 4 金額 6,505万2,866円。
- 5 契約の相手方 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地50の5
木村千賀子外8名。

なお、各地権者との仮契約を締結した月日につきましては、7月16日に契約会を開催いたしまして、仮契約を締結しております。

それでは、次に資料について説明申し上げます。70ページをお開きいただきたいと思っております。

70ページの資料でございますが、今回の事業において取得する土地取得明細表でございます。荒浜字隈瀉54番3から65番9までに14筆分、1筆ごとの所在地、地目、面積の明細でございます。

次に一覧表の下、買収単価につきましては、宅地として1平方メートル当たり1万4,500円及び宅地見込み地の畑1平方メートル当たり4,900円と表示しておりますが、次の71ページの位置図、その次のページの公図写しををごらんいただき説明申し上げますので、まず71ページをごらんいただきたいと思っております。

71ページの位置図でございますが、真ん中のところ、太線で囲んでいる区域が今回の事業用地となりますが、具体的には、この位置図で示しているとおりに北側が町道鳥屋崎3丁目線で現況幅員が7.0メートルの舗装道路でございます。将来的には片側歩道で幅員9.5メートルを計画している町道であり、ほぼ荒浜小学校敷地の南側に位置する場所となります。

それでは、次に72ページの公図写しをごらんください。今回の土地売買契約に関しましても、国家資格を持ち県内町内全域の適正な不動産価格を熟知する不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく価格として宅地については先ほども説明申

し上げましたが、宅地については1平方メートル当たり1万4,500円及び宅地見込み地の畑については1平方メートル当たり4,900円を提示し、地権者のご理解により契約を締結したものでございます。この事業用地の鑑定評価につきましては、保育所等の児童福祉施設を建設するための事業用地を取得するに当たり、取引事例比較法等適用した価格を総合的に評価を行い鑑定した価格となっております。

また、今回の用地取得についての経過を申し上げますと、昨年12月6日に地権者と関係者に対して事業説明会を行い本年4月25日に各土地の境界立ち会いを実施し、6月18日に用地協議会を行い買い取り単価を提示し、了承いただきまして先ほども説明申し上げましたが、7月16日に契約を実施して各地権者と仮契約を締結したものでございます。

今回の土地についてはもちろん東日本大震災からの復興を推進する中で保護者の皆さんが安心して大切な子供たちを預けられる環境が整った場所としての保育所・児童館の建設事業の底地の土地取得でございますので、ご同意をいただき可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で議案の説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） 当局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 荒浜保育所なんですけれども、新しい園舎でいつ、何年何月に再開するんですか。

副議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 荒浜保育所の再開につきましては平成26年度で建設をさせていただきまして、平成27年4月から利用ということで、再開をしたいと思っております。以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 若干関連しますけれども、吉田保育所ほどの場所で何年にどの場所で新しい園舎で再開するとなるんですか。

副議長（佐藤 實君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 教えてください、いいから、関係なくたって。

副議長（佐藤 實君） 関係なくてということで答えるわけにいかないと思います。（「わかんねならわかんねでいいよ」の声あり）議案に対して質問してください。

(「わかんねならいいです。そのくらいならいいっちゃ、答えても」の声あり)

副議長(佐藤 實君) 福祉課長、答えられますか。

福祉課長(阿部清茂君) 議題のほうにはなりませんけれども、一応前に復興支援の特別委員会でもお話ししていますが、その後も吉田保育所に入所している保護者にもいろいろご説明しておりますので、経過についてご説明いたします。

吉田保育所につきましても長瀬小学校の西側ということで、再建を考えてございます。そのスケジュールについては荒浜保育所と同様に平成26年度建設の27年4月から再開したいという考えでおります。

以上でございます。

副議長(佐藤 實君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(佐藤 實君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(佐藤 實君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第112号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、議案第112号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第113号 平成25年度亶理町一般会計補正予算
(第4号)

副議長(佐藤 實君) 日程第17、議案第113号 平成25年度亶理町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) 続きまして、議案第113号 平成25年度亶理町一般会計補正予算(第4号)について説明いたします。資料につきましては、平成25年度亶理町一般会計補正予算(第4号)をごらんいただきたいと思います

初めに、1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成25年度亘理町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595億9,914万3,000円とする。

第2条（債務負担行為の補正）、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」によるでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに8款土木費2項3目道路新設改良費で右13ページに説明がございますが、委託料としまして2,500万円の増額補正をするものでございます。今回計画予定であります吉田西部地区の圃場整備事業に関連いたしまして町道亘理浜吉田線とこの吉田西部地区の圃場整備事業の地区界を確定する必要がある今回生じたことから、未確定部分であります小野運輸から北に250メートル行ったところから柴街道踏切手前の狐塚橋の直線の延長上まで約1,300メートルの調査測量設計業務の委託料として2,500万円の増額補正するものでございます。

次に、同じく8款土木費の4項6目復興事業費で12ページの説明欄に説明がございますが、復興関連盛土材確保事業費として1億8,690万円の増額補正でございます。当初の計画におきましては防災集団移転促進事業で予定しておりました割山採取場における盛り土材の積込業務を安全面、それから碎石の積込効率の向上を図るという観点から一元的に管理するために割山採取場盛土材積込業務委託料として1億8,000万円と、割山採取場内の運搬路のうち主要地方道亘理大河原川崎線の取りつけ部の舗装の補修工事並びに採取場の雨水排水施設であります沈砂池とそこに連結されております土水路のしゅんせつなど場内整備工事費として690万円の合わせて1億8,690万円を補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明しますので、9ページをごらんいただきたいと思っております。9款1項1目地方交付税3,738万円の補正でございますが、今回の復興関連盛土材確保事業の財源としまして震災復興特別交付税を3,738万円増額補正するものでございます。

17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金2,500万円の増額補正については先ほど

説明しました町道亙理浜吉田線の調査測量設計業務委託料の財源として補正するものでございます。

12目東日本大震災復興交付金基金繰入金1億4,952万円の増額補正につきましては右の説明欄にございますとおり今回の盛土材確保事業の財源として東日本大震災復興交付金基金繰入金1億4,952万円を増額補正するものでございます。

最後に、債務負担行為の追加について説明いたします。4ページをお開きいただきたいと思っております。

先ほど、議案審議でご承認いただきました長瀨小学校、荒浜中学校の工事請負契約の変更に関連しまして、当初想定しておりませんでした仮設工等が追加になったことで年度内の完成が困難になったということから災害復旧工事及びそれに関連します施工管理業務委託料にかかわる平成26年度までの債務負担行為の限度額を設定するものでございます。事項、期間、限度額の順になってございます。

最初に長瀨小学校災害復旧工事ですが、平成26年度までで限度額が4億7,322万5,000円。長瀨小学校災害復旧工事管理業務委託料、平成26年度までで1,541万円の限度額です。それから、荒浜中学校災害復旧工事、期間が平成26年度までの設定で8億402万8,000円の限度額でございます。それに伴う管理業務委託料として平成26年度までで限度額が2,041万円の限度額を設定をしております。

以上で説明を終わります。

副議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページ、8款2項3目13節ですけれども、町道亙理浜吉田線から町道柴街道ですね。そして、狐塚橋通すという案が多分あったはずなんですね。それは今どうなっているんですか。

副議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 狐塚橋の延長線の話だと思うんですけども、今現在狐塚橋から南、距離でいうと350メートルございます。今年度においては測量調査を継続してございます。これは既に発注済みでございます今年度測量調査、そしてまた説明会をしまして次年度から用地買収、3年目には工事着工と、このように3カ年で計画をしているところでございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今に関連して質問しますが、小野運輸から北のほう、そして狐塚橋まで、今の幅員でルート変更していくんだと思うんだけど、前からその計画はあったと思います。あそこの高圧線あたり通っていくところなんだと思うんだけど、事業年度でいって3年度で完成させると今課長お話ししたようだけど、そんなに簡単にあそこ進む予定で計画しているんですか。

副議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今の3カ年というのは狐塚橋から踏切までの350メートルでございます。今の話というのは小野運輸から250メートルの部分につきましては今年度で測量調査、次年度で用地買収、3年度で工事、今年度はその先です。その250メートル先からここの狐塚橋の延長線、踏切との交差点まで。これが1,300メートルでございます。その1,300メートルの圃場整備との区境をはっきりする。この道路につきましては1,300メートルで幅員が9.5メートル、歩道がそのうち2.5メートル、このような計画でございます。計画としましては今年度区境測量しまして5カ年で大体計画をしているところでございます。

以上でございます。

副議長（佐藤 實君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） すると、これは復興事業でなくて5カ年も費やすということはなかなか大変な事業だと思います。柴街道の踏切自体が滞留していろいろ危険なところもあったし、東のほうに交差部をつくればその分滞留がなくなって安全だとは思いますが、なかなかルート変更するということは地権者もあることだし大変なので、5年でやればいいのかと私も思うんですが、なるべく皆さんのことを考えてやっていただくのが幸いだと思います。一生懸命努力してやってください。

副議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成25年8月第22回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 副 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 高 野 孝 一

署 名 議 員 熊 田 芳 子